

5. 化粧品

2024年は引き続き市場成長が伸び悩む中で化粧品業界も厳しい状況を強いられたが、オンラインだけでなくオフラインの重要性が見直され、リアル店舗でのサービスとSNSを活用したさまざまな販売スタイルが登場するなど多様化した年でもあった。

2025年においても中国市場は継続的に世界経済の牽引役となることが予想され、いっそうの内需拡大、国際協力の促進が期待されている。また、変化する市場情勢、消費者のニーズや価値観に対応していくことで中国消費者の満足度を高め、化粧品市場のさらなる活性化に貢献できるよう努めていきたい。

2024年の回顧

2024年の中国消費市場は、新型コロナウイルス感染症からの脱却、人流の回復によりV字回復が期待されていたが、結果としては成長が鈍化した1年であった。振り返ると、多くの業種で新型コロナウイルス感染症蔓延によるダメージを引きずって消費マインドは冷え切ったままとなり、市場は伸び悩むこととなった。2025年以降も、脱炭素政策の進展や気候変動の影響、物価の高止まりや景気の減速懸念といった要因が、世界経済に多大な影響を与えると考えられる。しかしながらAI技術の台頭、商品消費の起爆力など中国が世界経済の牽引役となることは間違いない、さらなる内需拡大や国際社会への経済的な貢献が期待されている。

化粧品市場動向

2024年の化粧品市場も同様の傾向となり、さらに世界情勢の先行き不透明感や世界規模の天候不順等による原材料の価格高騰、エネルギーコストの上昇により、化粧品企業にとっても厳しい年となった。中国化粧品業界における日系化粧品企業もさまざまなニーズをもつ消費者への期待に応えるべく、より良い商品を提供、開発し中国化粧品市場へ貢献し続けている。一方で、化粧品をはじめ多くの商品が店頭で商品を購入するスタイルからオンラインを利用したスタイルに変化し、顧客は時間を気にすることなく商品を手にすることができる時代へシフトしている。中国では世界に先駆けてこのようなライフスタイルが定着していることから、今後も市場拡大が期待できると思われた。しかし新型コロナウイルス感染症の流行後、堅調に拡大を続けていたEC市場の成長が鈍化し、その成長にも陰りが見え始めてきている。そのため、抖音(TikTok)などのSNSを活用した新たな販売スタイルも登場し、オンライン上で経験を通じたブランディングや販売手法が多様化してきている。以上の様に2024年の市場状況をまとめると、多くの企業にとって厳しい側面はあったが、このような販売スタイルの変化が、新たな顧客開拓を促し、市場の成長への期待

を高めるきっかけになると予想される。

消費者の側面から鑑みると、市場全体の冷え込みにより支出は控えめにするものの、生活の質は維持、向上したいというニーズは依然高く、さまざまな分野で購買行動が変化している。インターネットの普及により手軽に商品知識が入手でき、商品を見定めるスキルが向上してきている。特に、デジタルコンテンツに物心ついた時から慣れ親しんでいる2000年代以降生まれの消費者は、情報収集から購入までSNSを当たり前の様に活用している。さらに消費者としてだけでなく自ら情報発信を行うようになってきており、今後このような消費者の存在を意識した戦略を考える必要がある。こういった消費者・市場の変化に対し、化粧品市場では付加価値の高い高価格帯化粧品や消費者変化への対応が速いブランドが好調に成長していくと考えられる。

2024年は景気の減速懸念など、世界経済の環境変化が大きかった1年と言えるが、我々の企業努力と時代の潮流を把握することにより、中国化粧品市場は拡大し続けると考えている。

行政動向

ここ数年の中華人民共和国での化粧品業界を取り巻く政策は、消費者保護の観点から安全性担保の確保に向け、大きく舵が切られている。2021年1月1日に発布された「化粧品監督管理条例」の実施以降、登録届出管理弁法およびラベル管理弁法等、関連法規制が順次発布され、2022年1月1より化粧品の安全性に関する要求レベルがこれまで以上に求められるようになった。大きく変わった点としては既存商品、新規申請商品とともに化粧品の安全性評価に関し、「安全性評価報告書(簡易版)」が求められるようになったことである。この報告書には製品に使用されている各原料に対し、エビデンスを明示しての安全性評価が必要となつたことは、我々化粧品企業への負荷が大きくなつたといえる。2023年1月1日以降は化粧品に使用されているすべての原料に関して「原料安全性関連情報」が求められるようになったことは化粧品企業だけでなく化粧品原料企業にも安全性関連情報の開示義務が生じている。

その後隨時、「化粧品生産経営監督管理弁法」「児童化粧品監督管理規定」「化粧品不良反応モニタリング管理弁法」「化粧品取り出しサンプリング検査管理弁法」等の法規も公布された。そして2024年には「化粧品安全評価資料提交指南」「化粧品原料データ使用指南」「化粧品安定性評価指南」等の安全性評価報告書(完全版)に向けたガイドラインが多数発布されている。また2024年4月には「化粧品検査管理弁法」が正式発布され、さらに詳細に安全性を管理するガイドラインが規定されることになる。これにより、化粧品企業は、商品の安全性を厳しく管理することが求められることとなった。具体的には化粧品企業に対し生産経営管理、消費者保護および不良反応モニタリング等に關し、より詳細な情報を管理することが求められるようになった。これらの規制にあたり、法規改正資料作成にあ

たった政府関連部門の持続的な努力に対して、我々日本企業は中国政府の本気度を感じている。

このように厳格に管理する中国国家薬品監督管理局は、当初2024年5月から開始する化粧品安全評価報告書（完全版）に向けて、2024年3月末頃から幾度となく意見募集稿を発表してきたが、2024年4月22日に「国家薬監局による化粧品安全評価管理の一部措置の最適化に関する公告（2024年第50号）」で緩和する方針を提示した。その内容は、化粧品安全評価報告書（完全版）の開始時期を1年間の猶予期間を設け、2025年4月30日までこれまでの化粧品安全評価報告書（簡易版）での申請も受理するものであり、化粧品安全評価報告書（完全版）へ移行する準備期間が延びることとなった。この準備期間の延長は我々化粧品企業にとって歓迎するところである。以上の様に今後さらに整備された法制度のもと、中国の化粧品市場は、成長、成熟していくことが期待される。

2025年の展望と課題

2025年の中国市場は、これまで落ち込んだ消費を刺激する政策がとられることが予想される。化粧品市場では引き続き多様化したSNSなどのさまざまなオンラインプラットフォームを活用した販路拡大などの市場の活性化が期待され、消費者参加型のマーケティング手法がさらに発展していくと思われる。政府の景気刺激策を後押しできるよう我々日系化粧品企業もこれまで以上に付加価値の高い化粧品の開発を促進し、消費者のニーズに応えるべく企業努力を推進していかなければならない。その上で法令を遵守した安全性が高く、消費者にとって安心、安全な商品開発・提供に努めなければならない。さらに新しい技術や新規素材を用いたさまざまなニーズに応えた商品設計が求められ、技術とサービスが融合したビジネスが展開されることが期待される。

一方で化粧品安全評価報告書（完全版）が本格的に運用されるため、これまで以上に化粧品企業に商品の安全性が要求されることとなり、我々の責任が大きくなると予想される。

また、2024年11月に中国外交部は、日本人が中国を訪れる際に短期滞在のビザを免除する措置を実施すると発表した。また、在中可能期間も以前の措置期間である15日から30日に延長されたことから、今後化粧品業界だけでなくすべての日中間ビジネスに良い影響を与えることになると考える。

日系化粧品企業が直面する問題点

化粧品安全評価報告書（完全版）の実運用対応

「化粧品監督管理条例」が2021年1月1日に施行され、品質安全を消費者権益として堅守していく姿勢を示されたことに、我々化粧品業界として尊重共感している。その上で化粧品の品質安全性のエビデンスとして、2024年5月から

開始される予定だった化粧品安全評価報告書（完全版）の運用に対し、2024年4月に1年の猶予期間を設定していただき感謝する。

しかしながら、2025年5月から開始される化粧品安全評価報告書（完全版）の作成にあたり、これまで積み上げてきた品質安全に対し、記載要求項目の拡大による届出申請業務の増大が化粧品企業に負担となっている現状がある。そのため化粧品安全評価報告書（完全版）提出にあたり、過度な要求にならない適切な記載要求を要望する。

原料安全性情報登録対応

2021年5月1日より施行された「化粧品登録および届出資料管理規定」において、普通化粧品の日本厚生労働省発行の化粧品製造業許可証明の有効性受け入れによる動物試験免除規定および原料安全性情報登録による原料コード申請など、申請効率化を考慮した運用推進に感謝する。

一方で、データベース構築には化粧品企業だけでなく原料企業との登録情報の整合性調整などを含む協働作業が必要である。具体的には、製品の登録・申請時の原料安全性情報と原料企業の登録情報の不一致に対し、現行では対応が困難な状況がある。また、国際的にも議論が継続しているナノ原料の取り扱いについて多くの課題に対処する必要がある。そのため、具体的な運用細則の策定や十分な原料企業との調整期間の設定、さらには国際標準や原産国標準および市場実績を考慮した安全評価基準の制定を要望する。

化粧品ラベル表示改定に伴う対応

2021年6月3日に公布され、2023年5月1日から施行された「化粧品ラベル管理弁法」について、我々化粧品日系企業は消費者の品質安全情報としてのラベルの記載要求を遵守し、他の関連法規との整合性を確保するため、多様な対応を継続してきた。しかしながら、行政区によりラベル審査基準に差異があることや技術審査期間の長期化による企業の負荷の発生が課題となっている。また、原産国記載表示の修正対応やラベル記載要求情報の増加による対応も負担増加となっている。この状況を改善するためには、消費者の権益と企業負担の低減を両立させるための対話を継続し、電子ラベル法規の早期整備を要望する。

化粧品監督管理条例および関連法規の管理運用対応

2021年1月1日「化粧品監督管理条例」が施行され、品質安全を消費者権益として堅守していく姿勢を示されたことに、我々化粧品業界として尊重共感するとともに、歓迎する。続いて実施された申請およびラベル関連法規群や新申請システムの運用開始に際し、意見聴取や勉強会の開催、猶予期間の設定を行っていただき感謝する。

しかしながら、運用開始後の過渡期であるが故、申請システムやその運用に関するトラブル、一部不明瞭な運用規則、中央官庁と地方との意見相違など、申請実務が滞る事態が発生している状況がある。この状況を改善するため、

各種法規の管理運用体制の整備と申請システムの適切な運用に対して、さらなる対話・交流深化の機会設定を要望する。また、申請システムの確立や運用細則の明確化に要する期間も含めた十分な猶予期間の設置を要望する。

海外製造拠点査察対応

2021年8月6日公布の「化粧品生産経営監督管理弁法」および2022年1月7日公布の「化粧品生産質量管理規範」などが示され、規範の適用範囲として「登録・届出人、受託生産企業」、すなわち海外企業も適用されることが示された。消費者権益を守るべく我々化粧品業界はこれら規制標準を遵守すべく対応を鋭意進めている。一方で、2019年に「化粧品海外検査暫定管理規定」(意見募集稿)が示されて以降、海外検査基準に関する対話が進んでいない状況で検査が開始されている。所在国・地域の法律法規が異なることや、全品目の形式検査対応など課題が存在するのも事実であることから、所在国・地域の法律法規・法令に準じた認可基準の拡大を要望する。また原料使用期限に関し、国際標準の規格試験による管理を要望する。

効能効果評価における対応

2021年5月1日より施行された「化粧品分類規則および分類目録」および「化粧品効能訴求評価規範」において、各効能に対する評価方法選択肢の整備や、実施前登録届出製品に関する2023年5月1日までの根拠概要公開の猶予期間を設定いただいたことは感謝する。

しかしながら、依然としてSPF、美白効能に対する効能評価試験は中国国内CMA認証機関の結果のみ認証する現状や、2023年9月4日に公布された「化粧品配方填報技術指導原則」でこれまで要求されていなかった一部普通化粧品効能についても使用目的記載が要求されており、引き続き対応が難しい状況が存在する。については、海外資格ラボレポートおよび効能のRead-Across評価の許容を要望する。また製剤全体で効果を発揮する場合における普通化粧品効能の使用目的に対する柔軟な対応を要望する。

化粧品副作用監視管理対応

2022年10月1日から施行された「化粧品副作用監視管理弁法」において、勉強会などを通じ、業界の理解促進を促す活動を実施していただき感謝する。しかしながら、現状では報告基準が明確でない部分もあり、対応すべき報告が多く企業の負担となっていることから、報告基準の国際標準を参照とした運用を要望する。

化粧品新原料登録管理における対応

2021年5月1より実施された「化粧品新原料登録届出資料管理規定」について、勉強会などを通じ、業界の理解促進を促す活動を実施していただき感謝する。しかしながら、現状では新原料を審査する期間が長く、国際安全性評価データに記載されている原料でも中国において使用実績がなければ新原料として登録申請しなければならない。また代替法試験に関しても実施可能な施設が限定されていることから、他国での使用実績・化粧品会社への販売実績

等の状況からの承認もしくは評価期間の短縮を要望する。また、国際安全性評価データ記載原料を中国原料使用情報データベースにも記載するよう要望する。

<建議>

1. 化粧品安全評価報告書(完全版)の適切な運用

① 化粧品安全評価報告書(完全版)の記載項目に関する要望

化粧品安全評価報告書(完全版)の提出にあたり、過度な要求にならない適切な記載要求を要望する。

② 登録・備案済商品、既販売商品に関する要望

登録・備案済、既販売商品の実情・履歴を考慮した承認申請ができるよう要望する。

③ CMA認証機関に関する要望

中国内CMA認証機関データ認証だけでなく、国際ルールに則した幅広い試験機関、試験データの承認・許容を要望する。

④ 軽微変更における審査期間に関する要望

品質・安全性に影響しない軽微変更を可能もしくは審査期間の短縮を要望する。

2. 原料安全性登録の適切な運用

⑤ 原料安全性登録申請に関する要望

原料安全性登録申請に関し、登録の簡易化を要望する。

⑥ ナノ原料に関する要望

ナノ原料に対し、安全性評価は過度な要求にならないよう、十分な市場実績を考慮した安全性評価基準の制定を要望する。

3. 化粧品ラベル表示規制の適切な整備

⑦ ラベル記載に関する要望

小容量製品やサンプル等、ラベル記載対応が難しい製品に対する電子ラベル法規の早期整備を要望する。

⑧ ラベル変更申請に関する要望

ラベル変更申請における技術審査の簡素化もしくは技術審査期間の短縮を要望する。

4. 化粧品監督管理条例および各種関連法規の管理運用体制の整備

⑨ 電子申請制度運用における猶予期間設定の要望

実運用におけるシステム不具合や運用ルールの不明確さにより申請実務に混乱が生じているため、制度の安定運用が確立されるまで、十分な猶予期間の設定を要望する。

⑩ 中央と地方の一貫した法規管理運用を要望

中央官庁からの指導の下、地方も一貫した運用が成されることを要望する。

⑪対話・交流深化に関する要望

運用開始に伴う勉強会などによる官民間のさらなる対話・交流深化を要望する。

5. 海外製造拠点査察に関する柔軟な対応**⑫海外査察基準の拡大の要望**

所在国の法律法規・法令に準じた認可基準の拡大を要望する。また原料使用期限に関し、国際標準の規格試験による管理を要望する。

6. 効能効果評価の柔軟な運用**⑬CMA認証機関の取り組みに関する要望**

中国内CMA認証機関で実施されるSPFや美白試験に関して、海外資格ラボレポートの許容を要望する。

7. 化粧品副作用監視管理に関する柔軟な運用**⑭化粧品副作用報告の基準に関する要望**

化粧品副作用報告の基準に関して、国際標準を参照とした運用を要望する。

8. 新原料登録の柔軟な運用**⑮他国での使用実績からの登録緩和の要望**

他国での使用実績・化粧品会社への販売実績等の状況からの承認もしくは評価期間の短縮を要望する。

⑯国際安全性評価データ記載原料の登録の要望

国際安全性評価データ記載原料を中国原料使用情報データベースにも記載するよう要望する。

⑰代替法試験に関する運用緩和・拡大の要望

中国国内での代替法試験に関して、実施可能な施設拡充を要望する。